

垂山一般廃棄物最終処分場に関する協定書締結式が行われました

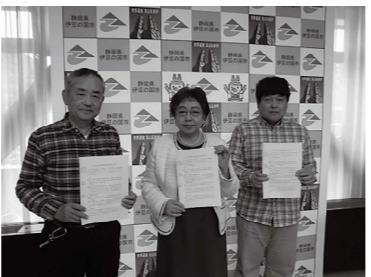
令和2年3月26日（木）垂山最終処分場の所在地である皆沢地区及び中区の代表者と市の間で協定を締結しました。

この協定は残りの埋立可能量や、垂山ごみ焼却場の終了時期を勘案し、埋立期間は、令和4年度までとし、その後、2年間の施設管理を経て、閉鎖・廃止をする予定の内容で、協定書の有効期間を令和7年3月までとしています。

また、今回の更改にあたっては、「埋立処分終了後の管理」「技術管理者の配置」の項目を新たに追加し、より地元の方に安心していただける協定書の内容となっています。



▲締結式の様子



▲協定書締結後



最近、分別が守られていない「ごみ袋」が目立ちます。
『燃やせるごみ』の中に、ペットボトルやプラスチック、雑誌などが入っていたり、ごみ袋の中身を新聞紙や包装紙で見えなくしてごみを出す人がいます。

また、「容器包装・プラスチック」の中に、割りばしや食べかす、ペットボトル、洗っていない発泡スチロールトレー・プラスチック類などが入っています。

市では、リサイクル可能なものを資源として活用し、焼却や埋め立てをするごみを減量するため、大変細やかな分別をお願いしています。

分別方法・出し方がわからない場合は、お気軽に廃棄物対策課まで問合せください。

廃棄物対策課では「ごみの分け方・出し方」をワンポイントブック（A4判、緑色冊子）としてとりまとめ、各世帯に配布しております。ごみの分別で迷ったときは参考にしてください。ワンポイントブックは市民課（各支所）や廃棄物対策課でお渡しできます。



ごみの分け方・出し方/WanPoint Book

一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。

私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化を行うこととなりました。

これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えいただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。



エコバッグを持って街に出よう。
問い合わせ先

消費者向け
0570-080180

事業者向け
0570-000930

皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩くなど、できるところからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

〈垂山リサイクルプラザ〉

**ごみの持ち込みは
決まった道の通行を！**

垂山リサイクルプラザにごみを持ち込む際は、左の地図で示した道を通行してください。

周辺地区との約束で通行できる道路（搬入路）が決まっておりませんので、ごみの持ち込みの際には、ご協力をお願いします。

ごみの分別にご協力ください！
レジ袋有料化について